

①

特定外国子会社等の課税対象金額に係る控除対象外国法人税額等及び特定外国子会社等から受ける配当等の益金不算入額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十七(三)の二 平二十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

この明細書の各欄中金額を記載するものにあつては、その金額に係る通貨の単位を表示してください。

I 特定外国子会社等の課税対象金額に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額に係る個別控除対象外国法人税額の計算

特定外国子会社等の名称	1		控除対象配当等の額 (別表十七(三)「26」)	10	
本主事務所又は本店たる所の所在地	国名又は地域名	2	課税対象金額又は個別課税対象金額 (別表十七(三)「36」)	11	
	所在地	3			
事業年度	4	・	$(6) \times \frac{(11)}{(8) + (9) + (10)}$	12	
外国税種目	5		(11) と (12) のうち少ない金額	13	
外国法人税	外国法人税額	6	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(13)の金額	14	
	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(6)の金額	7			
適用対象金額 (別表十七(三)「35」)	8		(13) ≥ (14) の場合 (13) - (14)	15	
子会社から受ける配当等の額 (別表十七(三)「25」)	9		(13) < (14) の場合 (14) - (13)	16	() 円
			課税対象金額に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額に係る個別控除対象外国法人税額 (13) 又は (15)	17	() 円

II 特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額がある場合の特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額の益金不算入額等の計算

支払義務確定日	18	・	・	・	・	計
支払義務確定日までの保有期間	19					
発行済株式等の保有割合	20	%	%	%	%	
発行済株式等の連結保有割合	21	%	%	%	%	
剰余金の配当等の額	22					
剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	23					
特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額	24	(34)の合計	(26)の①	(26)の②	(26)の③	
控除額 (22) > (24) の場合は (24)	25					
差引 (24) - (25)	26	①	②	③		
連続保有割合が6%以上又は6%未満	(22) ≤ (24) の場合 (22) × 5%	27	() 円	() 円	() 円	() 円
	(22) > (24) の場合 (24) × 5%	28	() 円	() 円	() 円	() 円
上記以外	(22) ≤ (24) の場合 (22)	29	() 円	() 円	() 円	() 円
	(22) > (24) の場合 (24)	30	() 円	() 円	() 円	() 円
益金不算入額 (29) 又は (30)	31		円	円	円	円

特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額の明細	請求権勘案直接保有株式等の割合	32	%	当期発生額 (8) × (32)	33	
	事業年度又は連結事業年度		前期繰越額又は当期発生額	当期控除額	翌期繰越額 (34) - (35)	
	・		34	35	36	
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	計					
当期分	(33)					
合計						

別表十七（三の二）の記載の仕方

1 特定外国子会社等の課税対象金額に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額に係る個別控除対象外国法人税額の計算

(1) この明細書は、内国法人が措置法第66条の7第1項（特定外国子会社等の課税対象金額に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の91第1項（特定外国子会社等の個別課税対象金額に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

(2) 各欄中金額を記載するものにあつては、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。

(3) 「外国法人税が異動した場合」の各欄は、特定外国子会社等の適用対象金額を有する事業年度又は連結事業年度につき当期に更正等により外国法人税が課された場合又は減額された場合に、その増額又は減額された外国法人税額のうち課税対象金額又は個別課税対象金額に対応するもの（課税対象金額又は個別課税対象金額に相当する金額を限度とします。）につき措置法第66条の7第1項又は第68条の91第1項の規定による外国税額の控除を受け、又は措置法令第39条の18第5項又は第39条の118第5項の規定により減額控除対象外国法人税額の計算をするときに記載します。

(4) 平成元年4月1日以前に開始した事業年度において昭和63年改正前の措置法第66条の6第1項（内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）の規定の適用を受ける同項に規定する課税対象留保金額に係る措置法第66条の7第1項に規定する控除対象外国法人税額又は同法第68条の91第1項に規定する個別控除対象外国法人税額の額が同日以後に開始した事業年度又は平成15年3月31日以後に終了する連結事業年度において増額された場合の計算にあつては、「11」と「12」のうち少ない金額13」の欄には「12」の金額を記載します。

(5) 「13」と「14」の場合16」及び「課税対象金額に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額に係る個別控除対象外国法人税額17」のかつこ内には、その本書の金額の円換算額を記載します。

2 特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額がある場合の特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額の益金不算入額等の計算

(1) この明細書は、内国法人が措置法第66条の8第1項若しくは第2項（内国法人に係る特定外国子会社等から受ける配当等の益金不算入）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の92第1項若しくは第2項（連結法人に係る特定外国子会社等から受ける配当等の益金不算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 各欄中金額を記載するものにあつては、「22」(24)の場合27」から「22」(24)の場合30」までのかつこ書及び「益金不算入額31」を除き、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。

(3) 「発行済株式等の保有割合20」は、内国法人が措置法第66条の6第1項（内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入）に規定する特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等（同項に規定する剰余金の配当等をいいます。以下同じ。）の額の令第22

条の3第1項（外国子会社の要件等）に規定する支払義務が確定する日（以下「支払義務確定日」といいます。）における、当該内国法人の特定子会社等に対する同項各号に掲げる割合（以下「保有割合」といいます。）又は連結法人が特定外国子会社等（同法第68条の90第1項（連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額の益金算入）に規定する特定外国子会社等をいいます。以下同じ。）から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における、当該連結法人の特定外国子会社等に対する保有割合を記載します。

(4) 「発行済株式等の連結保有割合21」は、各連結法人が特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該連結法人の特定外国子会社等に対する保有割合の合計を記載します。

(5) 「請求権勘案直接保有株式等の保有割合32」は、「4」の事業年度終了の時における措置法令第39条の19第1項又は第39条の119第1項（特定外国子会社等の特定課税対象金額等の計算）に規定する割合を記載します。

(6) 「前期繰越額又は当期発生額34」は、次により記載します。

イ 当該法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人等をいいます。）とする適格合併等（措置法第66条の8第5項に規定する適格合併等をいいます。以下同じ。）を行った場合のその法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、別表十七（三の二）付表一「6」の金額を記載します。

ロ 当該法人を分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人等をいいます。）とする適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合のその法人の該当適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、別表十七（三の二）付表二「4」の金額を記載します。

ハ 平成21年4月1日以前に開始した特定外国子会社等の事業年度に係る平成21年改正前の措置法第66条の8第1項（課税済留保金額の損金算入）に規定する課税対象留保金額若しくは課税済留保金額又は同法第68条92第1項（個別課税済留保金額の損金算入）に規定する個別課税対象留保金額若しくは個別課税済留保金額のうち平成21年改正法附則第44条第4項（課税済留保金額等の引継ぎに関する経過措置）の規定により措置法第66条の8第3項に規定する特定課税対象金額とみなされる金額又は平成21年改正法附則第59条第4項（個別課税済留保金額等の引継ぎに関する経過措置）の規定により措置法第68条の92第3項に規定する特定個別課税対象金額とみなされる金額がある場合にあっては、そのみなされる金額を記載します。

3 内国法人が措置法第66条の9の3第1項（特定外国法人の課税対象金額に係る外国税額の控除）若しくは第66条の9の4第1項若しくは第2項（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の3第1項（特定外国法人の個別課税対象金額に係る外国税額の控除）若しくは第68条の93の4第1項若しくは第2項（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。